

新居浜市行政改革大綱 2021

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

新居浜市

目次

第1章 新居浜市行政改革大綱2021策定の趣旨

1 行政改革推進の背景	1
2 本市の状況	2
3 第六次新居浜市長期総合計画での位置付け	5
4 行政改革への取組経過	5

第2章 新居浜市行政改革大綱2021の基本事項

1 行政改革大綱2021の基本理念	8
2 行政改革大綱2021の目標	8
3 行政改革大綱2021の3つの柱	8
4 行政改革大綱2021の計画期間	9
5 行政改革大綱2021の目標数値	9

第3章 新居浜市行政改革大綱2021の推進体制等

1 推進体制	10
2 推進方法	10
3 推進状況の公表	10

第4章 推進プラン

1 体系図	11
2 主体的推進課・取組実施担当課一覧	13
3 改革の柱ごとの推進プラン	14
柱① 行政運営改革	19
柱② 財政基盤改革	27
柱③ 人材育成改革	36
取組結果(様式)	45

資料

資料1 新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱	46
資料2 新居浜市行政改革推進懇話会委員名簿	48
資料3 新居浜市行政改革大綱2021(案)について(提言)	49

【第1章 新居浜市行政改革大綱2021策定の趣旨】

1 行政改革推進の背景

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、2025年には団塊の世代が75歳となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上と言われており、医療や介護の需要がこれまで以上に高まり、社会保障費の増加が予想されています。さらに、2040年ごろには団塊ジュニア世代も高齢者となることによって、社会保障費がさらに増加することに加え、生産年齢人口の減少による労働力の供給制約の問題も生じると見込まれています。

このような社会情勢の中、国では、「自治体戦略2040構想研究会」報告(総務省:平成30年7月)において、『スマート自治体[※]』への転換を謳い、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」報告(総務省:令和元年5月)においても、生産年齢人口減少による労働力の供給制約やSociety5.0[※](超スマート社会)における技術発展の加速化を背景に、『スマート自治体』の実現を、将来の目指すべき姿と位置付けています。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(内閣府:令和2年7月17日閣議決定)では、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)」を推進することとしており、経済産業省においては、デジタル・トランスフォーメーション(DX[※])を進めていくなど、加速度的に、効率的な社会に向けた取組が進められようとしています。加えて、「労働施策基本方針」(平成31年1月28日 厚生労働省告示第12号)が定められ、働き方改革の必要性も高まっているところです。

本市においても、昭和55年国勢調査時の132,339人をピークに人口が減り続け、平成27年国勢調査では119,903人まで減少しており、人口の減少傾向は将来的にも変わらず、国立社会保障・人口問題研究所推計人口では、令和42年(2060年)には86,326人まで減少すると推計されています。このような中、本市では、平成27年度に人口減少問題への対応策として、「新居浜市人口ビジョン」及び「新居浜市総合戦略」を策定し、令和42年(2060年)に人口9万人を維持することを目標に取り組みを進めているところですが、少子・超高齢化、生産年齢人口の減少は進み、人口減少による市税収入の減少、高齢化による社会保障費の増加など、本市の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。加えて、今後、更新時期を迎えることとなる多くの公共施設の適切な維持管理、多様化する市民ニーズへの適切な対応などを考えると、限られた財源の中で行政サービスの最適化をより一層進めると同時に、新しい時代の構築に向けた国の動向に注視しつつ、AI・ロボティクスを活用するなど、業務の効率化を図り、職員数の縮減と働き方改革の両立を図っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルスのようなこれまで想定していなかった感染症の拡大による、新しい生活様式への変換、大規模な自然災害、世界的な経済の低迷などへの対応を想定する上でも、行政改革を進め、財政・人員などを確保しておく必要があります。

※スマート自治体・・・1. 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持、2. 職員を事務作業から解放し、職員は、職員でなければならない、より価値のある業務に注力、3. ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替し、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う、以上3つの点を目指すべき姿とする地方自治体のあり方

※Society5.0・・・「狩猟社会=Society1.0」、「農耕社会=Society2.0」、「工業社会=Society3.0」、「現代の情報社会=Society4.0」に続く、これから先目指す社会であり、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、情報が経済発展の道具から人の暮らしを支える道具となる社会

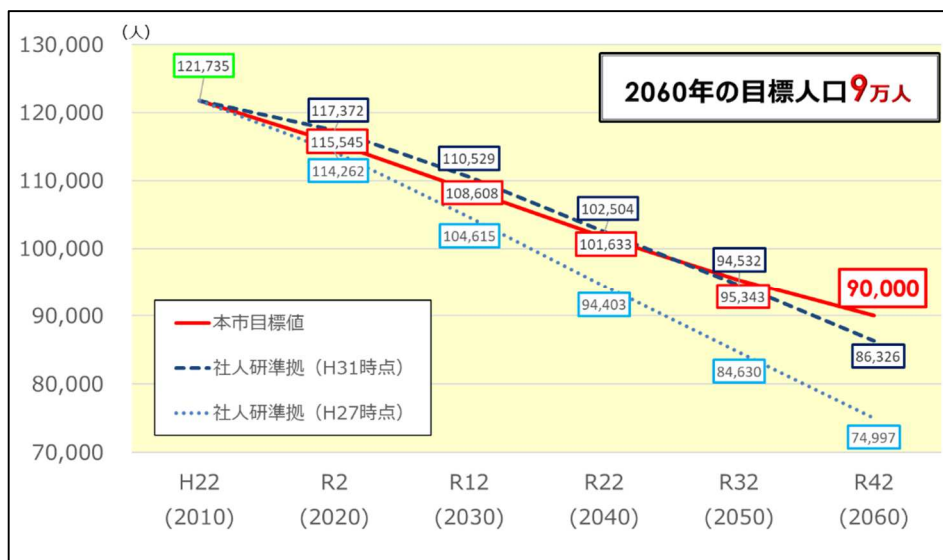
※デジタル・トランスフォーメーション(DX)・・・「ITの浸透が人々の生活をより良くする」という概念のこと。AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット化)の普及により、人々の消費行動や企業活動などがより快適になるという考え方

2 本市の状況

(1)人口の将来展望

平成27年国勢調査に基づく平成31年時点での国立社会保障・人口問題研究所準拠推計人口（社人研準拠推計人口）では、令和42年（2060年）の本市人口は86,326人と推計されています。「新居浜市人口ビジョン」では、令和42年（2060年）の目標人口を9万人としています。

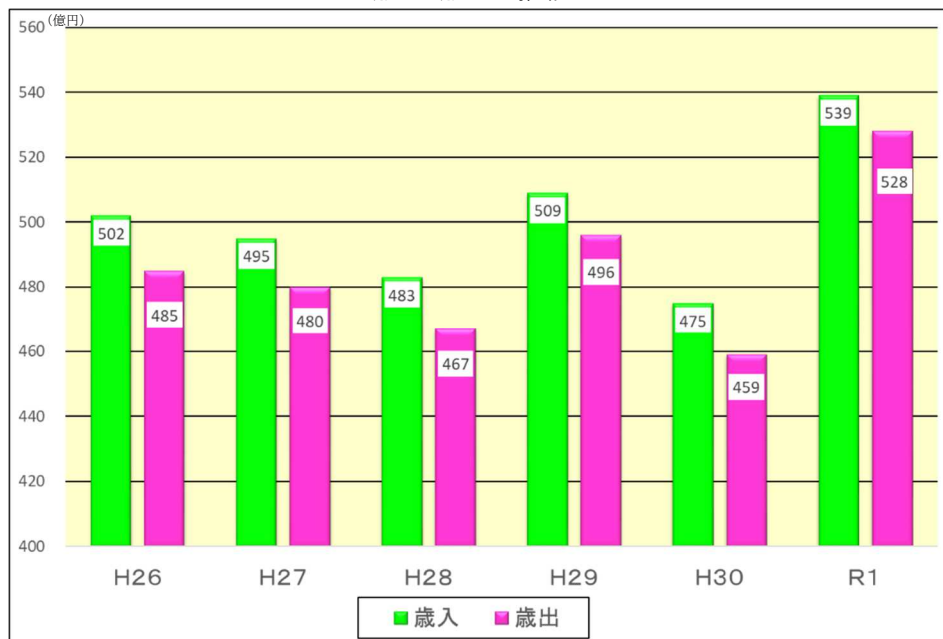
新居浜市における人口の将来展望



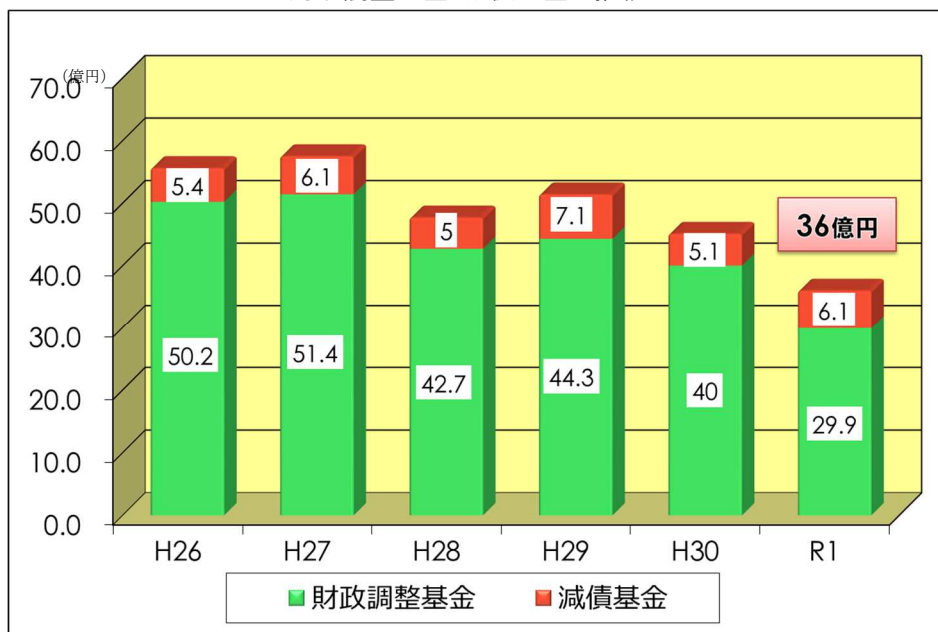
(2)財政状況

本市の歳入・歳出の収支は、現在のところバランスがとれていると言えますが、財政調整基金残高の減少、市債残高の増加など、今後の財政状況については、非常に厳しくなることが予測されます。

歳入・歳出の推移



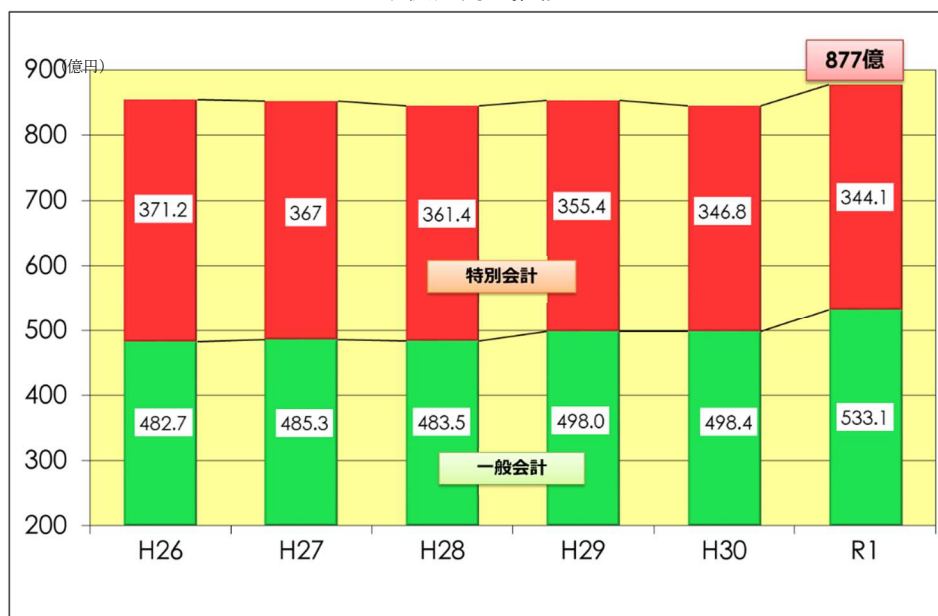
財政調整基金・減債基金の推移



※財政調整基金・・・年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金

※減債基金(無)・・・将来にわたる市財政の健全な運営を行うため、市債の償還に必要な財源を確保する目的で設置している基金

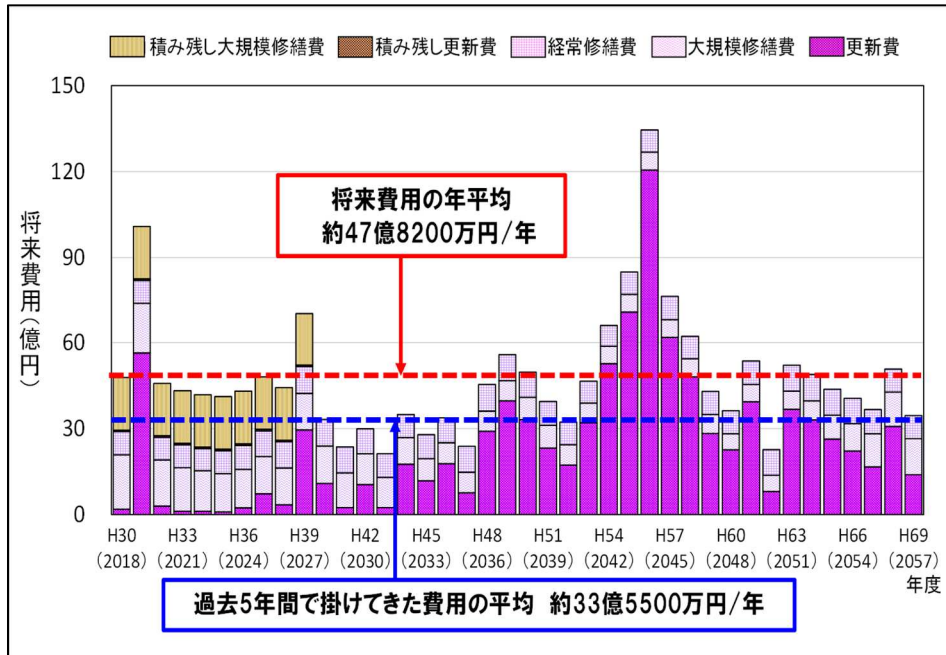
市債残高の推移



(3) 公共施設の状況

本市の公共施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に整備されており、今後、更新時期が集中し、多額の更新費用が必要になります。また、施設の老朽化の進展に伴い、適正な維持管理に必要な費用も増していくことが予測されます。

公共施設の修繕・更新に係る将来費用の推移

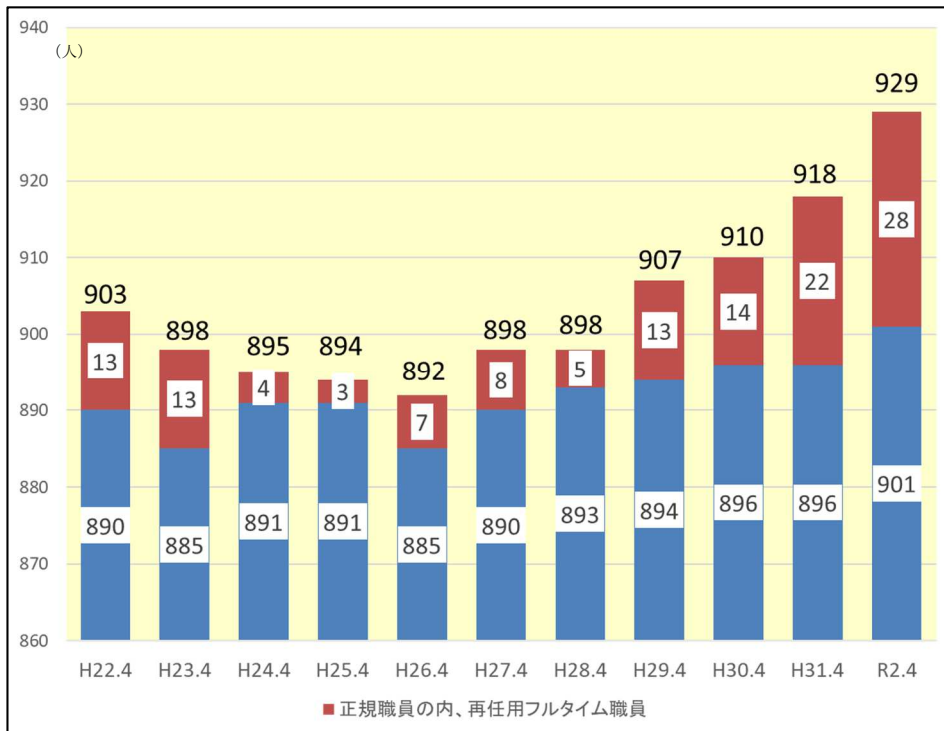


(出典：新居浜市公共施設再編計画)

(4)職員数の状況

正規職員数は、再任用制度が導入されたことによる、再任用フルタイム職員の増加、保健師、保育士の雇用拡充などにより、近年は増加傾向にあります。

正規職員数の推移



3 第六次新居浜市長期総合計画での位置付け

新居浜市の最上位計画である第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度から10年間)は、将来都市像として、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を掲げ、この都市像の実現を図るため、6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとの施策からなる計画です。行政改革大綱2021については、「計画の推進」の中の「施策7-3 効果・効率的な自治体経営の推進」に位置付けられています。

4 行政改革への取組経過

昭和57年～昭和59年	日本都市センターでの行政診断、庁内の検討委員会を設置
昭和60年10月	行政改革推進本部を設置し、「第1次行政改革大綱」を策定
昭和61年 2月	「第2次行政改革大綱」を策定
平成 5年 8月	新居浜市行政改革推進委員会及び新居浜市行政事務改善検討委員会を設置
平成 5年10月	「事務事業の見直し」「職員定数の適正化」「組織機構の見直し」等について調査研究(社団法人日本経営協会に行政診断を委託)
平成 6年10月	「新居浜市行政改革要綱」及び「新居浜市行政改革実施計画」(平成7年度から平成11年度までの5か年計画)を策定
平成 7年11月	新居浜市行政改革推進懇話会を設置
平成 9年 8月	新居浜市行政改革推進懇話会から新居浜市行政改革への提言書の提出があり、受領
平成 9年12月	「平成10年度新居浜市行政改革実施計画第1次計画」を策定
平成10年12月	国の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を受け、「新居浜市行政改革大綱(平成11年度から平成13年度までの3か年計画)」を策定
平成14年 4月	新居浜市新行政改革大綱(平成14年度から平成18年度までの5か年計画)を策定
平成18年 3月	国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、「新居浜市集中改革プラン(平成17年度から平成21年度までの5か年計画)」を策定
平成19年 4月	新居浜市行政改革大綱2007(平成19年度から平成22年度までの4か年計画)を策定
平成23年 4月	新居浜市行政改革大綱2011(平成23年度から平成27年度までの5か年計画)を策定
平成28年 4月	新居浜市行政改革大綱2016(平成28年度から平成32年度までの5か年計画)を策定

●各計画期間における主な取組

新居浜市行政改革実施計画 (平成7年度から平成11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政資料室を設置 ・情報公開条例を施行 ・行政手続条例を施行
平成10年度新居浜市行政改革実施計画第1次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉センター等の施設管理運営業務委託を実施 ・事務事業評価システムを導入 ・定員適正化計画書を策定 ・出前講座を開始
新居浜市行政改革大綱 (平成11年度から平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を策定 ・OA化推進委員、OA化推進担当を設置 ・事務事業委託化検討委員会を設置 ・軽自動車税納税証明書交付申請書など8種類の申請書押印を廃止 ・庁内LANネットワークシステムを本格稼働 ・市政懇談会を開始
新居浜市新行政改革大綱 (平成14年度から平成18年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民評価委員会を設置 ・一課一改善運動を実施 ・1階窓口での税務関係証明書発行を実施 ・人事考課制度を導入 ・障がい者支援施設「くすのき園」の運営委託を実施 ・補助金公募制度を導入 ・5%の行政経営改革を実施 ・男性職員の制服を廃止 ・新基幹システムを構築 ・新居浜市まちづくり協働オフィスを開設 ・一般財源枠配分方式を導入 ・新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針を策定
新居浜市行政改革大綱2007 (平成19年度から平成22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市政懇談会からまちづくり校区集会へ移行 ・新居浜市広告事業実施要項及び新居浜市広告掲載基準を制定 ・八雲保育園を民営化 ・定員適正化計画から定員管理計画へ移行 ・市民課窓口においてフロアマネージャー業務を開始 ・債権管理対策室を新設 ・新居浜市債権管理計画を策定 ・新居浜市水道ビジョンを策定
新居浜市行政改革大綱2011 (平成23年度から平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市アセットマネジメント推進基本方針を策定 ・施設保全情報システム(BIMMS)を導入

	<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価を導入 ・中萩保育園を民営化 ・ホームページに音声読み上げソフトを導入 ・軽自動車税のコンビニ収納を開始 ・公式アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始 ・財務会計システムを更新 ・人事考課制度から人事評価制度へ移行 ・まちづくり校区集会からまちづくり校区懇談会へ移行 ・市役所東側駐車場内にコンビニを誘致 ・地域コミュニティ再生事業交付金制度を創設 ・業績評価制度を導入 ・新居浜市債権管理条例を制定 ・市民総合窓口を設置
<p>新居浜市行政改革大綱2016 (平成28年度から令和2年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織に関する事務を企画部総合政策課から総務部人事課へ移管 ・7つの使用料・手数料を改定 ・行政評価制度に事中評価を導入 ・市民評価委員会から外部評価委員会へ移行 ・新居浜市公共施設再編計画を策定 ・おくやみコーナーを開設 ・上下水道局を新設 ・市県民税、固定資産税、国保料など6科目についてコンビニ収納を開始 ・新居浜市職員の時間外勤務の縮減及び長時間勤務による健康障害防止の取組に関する要綱を制定 ・新居浜市人材育成基本方針を改訂

【第2章 新居浜市行政改革大綱2021の基本事項】

1 行政改革大綱2021の基本理念

第六次新居浜市長期総合計画では、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にはま」を将来都市像として掲げています。行政改革大綱2021では、長期総合計画の将来都市像を達成するために、市民の方が幸せを実感できるような施策を実施するとともに、満足できる行政サービスを、持続的に提供できる市役所づくりを目指し、次のとおり、基本理念を定めます。

「市民が心豊かに、幸せを実感できる市役所づくり」

2 行政改革大綱2021の目標

行政改革は、単に歳出削減を目指すだけではなく、限られた財源の中で、市民の満足度が高い行政サービスを提供することが重要です。また、年々、職員の確保が難しくなっている中、多様化する市民ニーズに対応していくためには、効果・効率的な組織の確立を図るとともに、AI、RPA[※]など新しい技術の活用や、市民・団体・企業等との協働などを進める必要があります。それらを考慮したうえで、次の世代にできるだけ負担を残さず、持続的に自治体運営を行うことのできる基盤づくりを行っていくため、次のとおり改革の目標を定めます。

「持続可能な自治体経営基盤の確立」

※RPA・・・Robotic Process Automationの略称。ソフトウェアロボット等による事業プロセス自動化技術の一種

3 行政改革大綱2021の3つの柱

新しい行政改革大綱では、これまでの改革の取組を継続しつつ、さらに一歩前進し、新しいもの・ことを積極的に取り入れていく視点を持った、「進歩」を意識した「3つの柱」に基づく取組を進めます。

柱① 行政運営改革

高度化・多様化する市民ニーズに対応するために、新しい技術・考え方を取り入れ業務の最適化を図り、市民目線による行政サービスの向上を目指します。

柱② 財政基盤改革

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、新たな財源の確保を検討し、持続可能な財政基盤の確立と健全財政の維持を目指します。また、将来人口の推移を考慮した、公共施設の適切な維持・再編を検討し、将来の財政負担の軽減を図ります。

柱③ 人材育成改革

新たな人材の確保に努めるとともに、新しい考えや、新しいことを積極的に取り入れる、チャレンジ精神にあふれる職員の育成を目指します。また、市民と情報を共有しながら対等な立場でパートナーシップを築き、市民との協働を推進します。

4 行政改革大綱2021の計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

5 行政改革大綱2021の目標数値

指標名	改革の柱	現況値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
窓口対応など行政サービスに対する満足度	行政運営	20.4%	35.5%
行財政運営に対する満足度	財政基盤	8.6%	26.9%
仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合	人材育成	76.7%	96.7%
市政に関する情報提供、情報公開に対する満足度	人材育成	37.9%	50.0%

※目標値の考え方

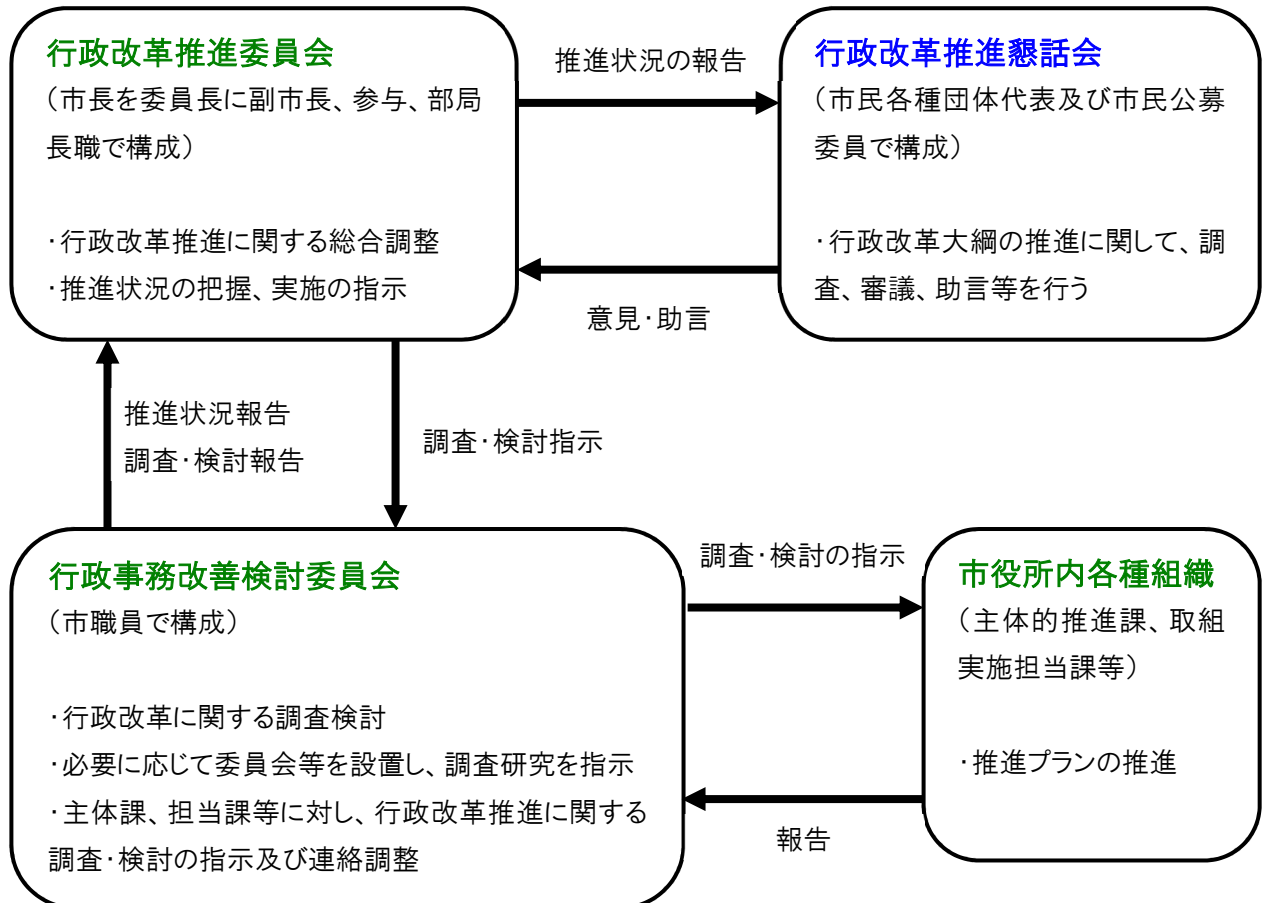
「窓口対応など行政サービスに対する満足度」、「行財政運営に対する満足度」、「市政に関する情報提供、情報公開に対する満足度」については、平成30年度に実施した「新居浜市民意向調査」において、5段階評価(満足、やや満足、どちらともいえない、やや不満、不満)で「満足、やや満足」と回答した人の割合を満足度としています。第六次新居浜市長期総合計画では、令和12年度までに、平成30年度時点で「どちらともいえない」と回答した人(割合)の半数が「やや満足」に移行することを目指しており、行政改革大綱では、その半数(割合)を目標値としています。

「仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合」については、平成30年度に実施した職員満足度アンケート調査において、4段階評価(そう思う、少しそう思う、あまりそう思わない、そう思わない)で「そう思う、少しそう思う」と回答した人の割合を現況値としており、平成30年度時点で「あまりそう思わない」と回答した人が「そう思う、少しそう思う」に移行することを目指し、目標値とします。

【第3章 新居浜市行政改革大綱2021の推進体制等】

1 推進体制

《 行政改革推進のための組織体制 》



2 推進方法

大綱の着実な推進を図るため、具体的な作業項目を設定した推進プランを作成し、その推進プランに基づき、取組を進めていきます。推進プランについては、今後の社会経済情勢や市民ニーズの変化、及び計画の進捗状況等に対応し、必要に応じて、適宜、見直しを行います。

3 推進状況の公表

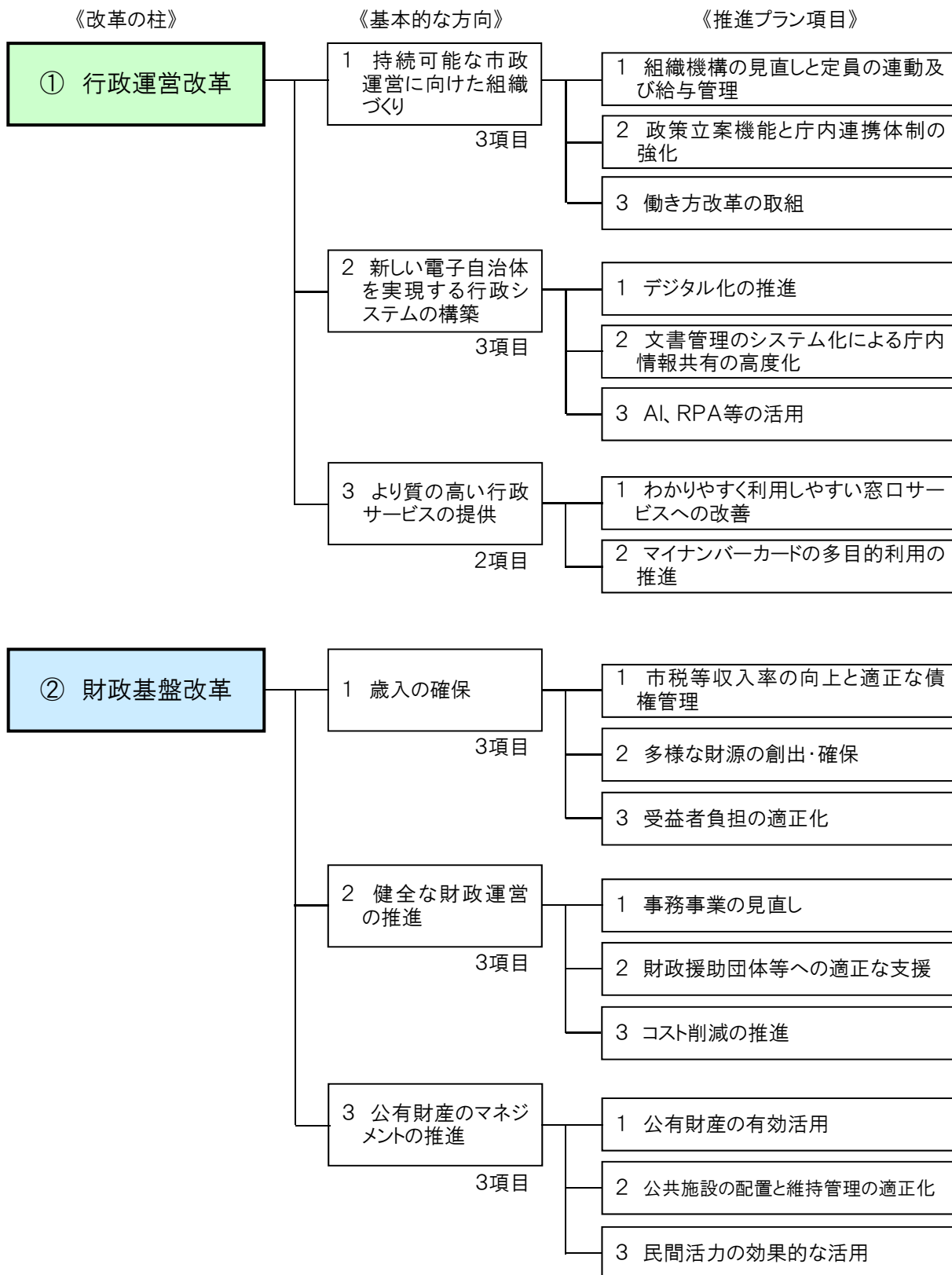
推進プランの進捗状況については、毎年度、主体的推進課[※]、取組実施担当課等[※]による実施状況に関する検証を行い、その結果を行政事務改善検討委員会、行政改革推進委員会及び行政改革推進懇話会に報告するとともに、ホームページなどにより公表していきます。

※主体的推進課・・・推進プランの取組を主体的に実施、推進する課。取組の内容が他課所室に及ぶ(取組実施担当課がある)場合は、全体の取りまとめも行う。

※取組実施担当課・・・推進プランの取組内容が関係する取組を実施する必要のある課所室

【第4章 推進プラン】

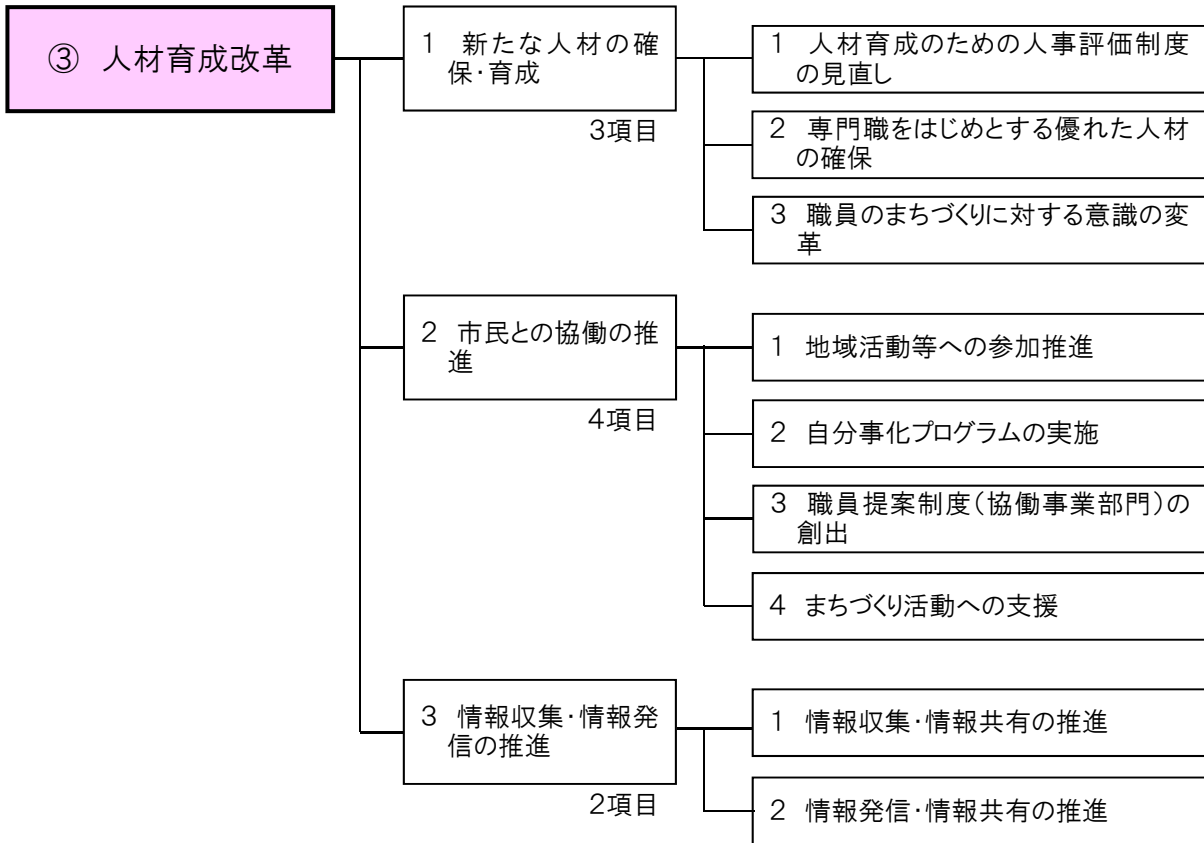
1 体系図



《改革の柱》

《基本的な方向》

《推進プラン項目》



合計26項目

2 主体的推進課・取組実施担当課一覧

番号	推進プラン項目	主体的推進課	取組実施担当課
1-1-1	組織機構の見直しと定員の連動及び給与管理	人事課	
1-1-2	政策立案機能と庁内連携体制の強化	総合政策課	全課所室
1-1-3	働き方改革の取組	人事課・総合政策課	全課所室
1-2-1	デジタル化の推進	ICT戦略課・総合政策課	
1-2-2	文書管理のシステム化による庁内情報共有の高度化	総務課・ICT戦略課	
1-2-3	AI、RPA等の活用	ICT戦略課	
1-3-1	わかりやすく利用しやすい窓口サービスへの改善	市民課・管財課	窓口担当課所室
1-3-2	マイナンバーカードの多目的利用の推進	総合政策課	市民課・ICT戦略課・関係各課
2-1-1	市税等収入率の向上と適正な債権管理	債権管理課	関係各課
2-1-2	多様な財源の創出・確保	財政課	総合政策課・地方創生推進課・関係各課
2-1-3	受益者負担の適正化	財政課	関係各課
2-2-1	事務事業の見直し	総合政策課	財政課・関係各課
2-2-2	財政援助団体等への適正な支援	総合政策課	財政課・関係各課所
2-2-3	コスト削減の推進	環境保全課	管財課・関係各課所室
2-3-1	公有財産の有効活用	管財課・総合政策課	財産所管課
2-3-2	公共施設の配置と維持管理の適正化	総合政策課	建築住宅課・施設管理各課所
2-3-3	民間活力の効果的な活用	総合政策課	施設管理各課所
3-1-1	人材育成のための人事評価制度の見直し	人事課	
3-1-2	専門職をはじめとする優れた人材の確保	人事課	
3-1-3	職員のまちづくりに対する意識の変革	地域コミュニティ課	
3-2-1	地域活動等への参加推進	人事課・地域コミュニティ課	全課所室
3-2-2	自分事化プログラムの実施	地域コミュニティ課	関係各課
3-2-3	職員提案制度(協働事業部門)の創出	人事課・地域コミュニティ課	全課所室
3-2-4	まちづくり活動への支援	地域コミュニティ課	
3-3-1	情報収集・情報共有の推進	秘書広報課	全課所室
3-3-2	情報発信・情報共有の推進	秘書広報課	全課所室

3 改革の柱ごとの推進プラン

柱① 行政運営改革

1 持続可能な市政運営に向けた組織づくり

限られた人材を有効活用し、最大の効果を上げるために、効率的で簡素な組織機構の実現や、適正な人員配置を進めていきます。

一層厳しくなる人口減少や財政状況の中で、魅力あるまちづくりを推進していくために、必要となる新たな政策を立案するだけでなく、既存事業の廃止等を検討するとともに、庁内横断的な取組を進めることによって、これまで以上に効果効率的な施策の実施を目指します。

国の働き方改革への取組の方向性を踏まえ、長時間労働の是正など、働きやすい職場環境を整備するとともに、愛媛県とともに進めている業務改善に一層取り組み、職員のワーク・ライフ・バランス[※]を実現し、職員一人ひとりが意欲的に働くことができる職場環境を構築します。

※ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

2 新しい電子自治体を実現する行政システムの構築

急速なデジタル化への対応を推進していきます。また、総務省では、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るために、「自治体クラウド[※]」の導入を進めているところであり、本市においても、「自治体クラウド」導入に向け取組を進めます。

業務の大幅な効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症のような、人と人との接触を極力減らすべき状況になった場合にも対応できるように、これまで紙媒体で行ってきた事務のうち、可能な事務の電子化を進めます。

スマート自治体の実現に向け、AIやRPA等の最新のICTの活用等による、事務作業の効率化を進めます。

※自治体クラウド…地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組

3 より質の高い行政サービスの提供

窓口サービスをわかりやすく、利用しやすいものへ改善することにより、市民満足度の高い行政サービスの提供を目指します。また、庁舎が、市民にとって利用しやすい施設となるよう、整備していきます。

早期の市民のマイナンバーカード取得率100%を目指し、カードを活用した新しいサービスの提供を進め、行政手続きのデジタル化を推進します。

柱② 財政基盤改革

1 歳入の確保

市民負担の公平性の確保と財政の健全化を図るため、市税等の、納期内納付の推進や滞納発生後の初動対応の強化により、市税等の収入率の向上を図るとともに、適正な債権管理と効果効率的な債権回収に努めます。

新しい事業を実施するための財源を確保するために、ふるさと納税による寄附額の増加を図るとともに、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング[※]の活用を検討します。また、国等の補助金制度について、全庁的な情報共有を図ります。

公共施設等を維持していくために、応益負担の原則に基づき、使用料、手数料、負担金等の負担額が適正であるか検証し、定期的に見直しを行います。

※ガバメントクラウドファンディング…自治体が行う寄附制度であり、自治体が抱える問題を解決するための事業を明確にし、その取り組みに共感した人から寄附を募る仕組み

2 健全な財政運営の推進

限られた財源の中で、市民サービスを向上していくためには、事業の選択と集中が必要であり、行政評価制度の実効性を高め、行政評価等を効果的に活用しながら、事務事業の見直しを行い、予算編成に反映させていきます。

第三セクターや補助金交付団体などの財政援助団体については、決算状況等を適切に把握し、補助金や委託料等の妥当性を検証し、適正な支援を行います。

内部経費の更なるコスト削減を目指し、電気契約プランの見直しやLED照明の導入等により、電気使用料等の削減を図ります。

3 公有財産のマネジメントの推進

長年入札不調の物件及び未売却物件について、課題整理や条件整備を行い入札することにより、未利用地の売却の促進を図り、歳入の確保に努めます。また、サウンディング型市場調査[※]を実施するなど、公有財産の実現可能な活用法などを検討し、ネーミングライツ[※]、未利用地の貸付等による有効活用を行い、収入増に努めます。

既存の公共施設については、計画的に予防保全工事を実施し、維持・更新コストの平準化、抑制を図ります。また、施設更新に当たっては、「公共施設再編計画」の基本方針に沿った検討を行います。

施設の民間移管や指定管理者制度の導入について、継続して推進していくとともに、すでに指定管理者制度を導入している施設については、運用状況等を検証し、適切に対応します。また、公共施設の活用やマネジメントに関する民間活力の活用についても、検討します。

※サウンディング型市場調査…民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査

※ネーミングライツ…市の施設やイベントなどの命名権のこと。企業は、施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を命名する権利を取得し、市は、企業から命名権料を得、施設の維持費等に充てることができる。

柱③ 人材育成改革

1 新たな人材の確保・育成

職員一人ひとりがやる気を向上させながら、働きがいを持って働くことができる職場環境を整えるために、職員満足度が低い、人事評価制度の改善を図り、職員の人材育成に資する人事評価制度に見直します。

今後、きめ細かい行政サービスを展開するために必要となる人材を確保できるように、受験資格の見直しや受験時期の柔軟な対応を行い、幅広い人材確保に努めるとともに、専門スキルを有する民間人材等の採用に努めます。

職員が、地域や団体と一緒に考え、行動する「参画型」の地域活動等の支援の必要性、重要性を認識し、協働の精神が根付くことによって、まちづくりに対する意識の変革を促します。

2 市民との協働の推進

職員が積極的に地域活動へ参加することにより、地域活動を活発化するために、地域活動に参加しやすい体制づくりを図り、職員の地域活動等への参加率向上を目指します。

まちづくりを自分のこととして認識し、まちづくりに主体的に取り組むリーダーとなる人材の育成に努めます。

地域活動への参加や、話し合いの場の創出によって育まれる、職員と地域住民との関係性の中から提起される問題に、協働で取り組むことができるような仕組みづくりを検討します。

地域のコミュニティ活動への支援を継続し、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組むとともに、まちづくりを支援する組織の機能強化を図り、市民活動団体等の交流や連携などのコーディネート機能の充実も進めていきます。

3 情報収集・情報発信の推進

職員一人ひとりの情報収集能力を向上させ、Society5.0に対応できる組織を目指し、職員一人ひとりが必要な情報を収集し、共有できる仕組みを構築します。また、これまで以上に市民に寄り添った行政運営へ改革するために、様々な立場の人が意見、相談を気軽に行える機会を創出するとともに、パブリックコメントへの意見提出件数や公募する審議会等の割合、女性の審議会等への参画率の向上などを図るための取組を継続して実施します。

市民に必要な情報が行き届くように、情報発信能力を強化し、必要とされる情報をわかりやすく、最適なツールを使って発信するとともに、多様な情報を共有できる仕組みをを活用できる人材の育成に努めます。

推進プラン

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1-1-1			
方向	1 持続可能な市政運営に向けた組織づくり					
項目	1 組織機構の見直しと定員の連動及び給与管理					
主体的推進課	人事課	取組実施担当課				
取組内容	<p>限られた人材を有効活用し最大限の効果を上げるため、市民ニーズを取り入れ、効率的で簡素な組織機構への見直し案を策定し、その見直し案に基づく定員管理計画（採用計画を含む）を策定し、適正な人員配置により組織の力を最大限に発揮する。</p> <p>また、職員の給与等については、国や他の地方公共団体との比較・検討を行い、市の財政状況なども踏まえ、適正な給与管理を行う。</p>					
効果	組織・定員管理を柔軟に行い、その適正化に努めることにより、最少の職員数（経費）で最大の効果をあげる組織づくりが期待できる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	行政課題に対応した組織体制の構築と人員配置の実現	○	実現 (令和2年度)	実現		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	行政需要の変化や市民ニーズに対応する機能的な機構改革の実施	●	●	●	●	●
	機構改革に基づいた定員管理計画の策定	●	●	●	●	●
	適正な人員配置	●	●	●	●	●
	適正な給与管理	●	●	●	●	●
これまでの取組	・毎年度、組織機構の見直しを実施、また、定員管理計画を策定					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1 - 1 - 2			
方向	1 持続可能な市政運営に向けた組織づくり					
項目	2 政策立案機能と庁内連携体制の強化					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	一層厳しくなる人口減少や財政状況を踏まえ、魅力あるまちづくりを継続して続けていくため、各部局長等の強いリーダーシップの下、新規政策の立案と既存事業廃止等の仕分け機能を高め、効果・効率的な行政運営を推進するとともに、各部局で連携を要する横断的な政策課題の抽出や提案ができる環境を整備し、庁内連携体制の強化に取り組む。					
効果	新規政策の立案、事業廃止、庁内横断的政策課題への対応を効果的に行うことで行政運営の効率化と歳出削減が図られる。また、職員の政策立案や提案能力の向上、さらには組織の活性化につながる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	部局横断的政策提案による新規事業数(5年間)	○	—	4事業		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	部局横断的政策提案制度の創設	●				
	政策会議等政策決定手順の抜本的見直し	●				
	新たな制度の運用開始		●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 総合戦略を策定・推進するためのプロジェクトチーム、公共施設再編推進委員会、新居浜市市制施行80周年事業実行委員会、Hello!NEWプロジェクト、地域コミュニティプロジェクト、新居浜市政策研究グループなど、各種庁内横断的組織の設置 					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1 - 1 - 3			
方向	1 持続可能な市政運営に向けた組織づくり					
項目	3 働き方改革の取組					
主体的推進課	人事課・総合政策課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	長時間労働の是正、令和2年度に愛媛県と合同で行った業務量調査の結果に基づく業務改善の推進、テレワークや時差出勤など柔軟に働きやすい職場環境を整備することにより、職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、職員一人ひとりが意欲的に働くことができる職場環境を構築する。					
効果	ワーク・ライフ・バランスの実現により、職員の就労満足度、労働意欲を向上させ、市民サービスの充実に繋がる好循環を創出する。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	年間360時間以上時間外勤務の職員の割合	○	9.6% (令和元年度)	5.0%		
年次有給休暇取得5日未満の職員の割合	○	12.5% (令和元年度)	0%			
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	特定事業主行動計画の改正	●				
	時間外勤務命令の事前命令、勤務実績の確認の徹底	●	●	●	●	●
	ノー残業デーの徹底、有給休暇取得の呼びかけ	●	●	●	●	●
	業務量調査に基づく業務改善内容の検討	●				
	業務改善の実施		●			
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日及び給与支給日のノー残業デーの周知・徹底 ・平成14年度から職員提案制度、一課一改善運動の実施 ・平成25年度に業務改善運動及び業務改善提案の制度見直し ・平成30年度から業務改善運動と職員提案制度を一本化 ・令和元年度から時間外勤務命令時間の上限を設定 ・令和2年度に、「新居浜市職員の時間外勤務の縮減及び長時間勤務による健康障害防止の取組に関する要綱」を制定 					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1 - 2 - 1			
方向	2 新しい電子自治体を実現する行政システムの構築					
項目	1 デジタル化の推進					
主体的推進課	I C T戦略課・総合政策課	取組実施担当課				
取組内容	<p>急速なデジタル化へ対応するために、愛媛県デジタル総合戦略に基づく協働事業を推進する。</p> <p>また、基幹業務システム[*]の更新を見据え、標準システムへの対応を検討し、「自治体クラウド」導入などに向けた、業務の共通化・標準化を進める。</p> <p><small>※基幹業務システム・・・住民基本台帳・税・福祉関係等の住民情報を扱うシステム</small></p>					
効果	<p>愛媛県デジタル総合戦略に基づきデジタル化を推進することにより、より良い市民サービスの提供、業務の効率化が図られる。</p> <p>また、自治体クラウド導入による共同化が、業務の効率化を進める有効な手段となる。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	自治体クラウド対応業務数	○	—	18 業務		
	行政手続のオンライン化業務数	○	—	10 業務		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	国保標準システム（共同導入）の開発	●				
	国保標準システム（共同導入）の稼働		●			
	標準システムへの対応検討	●				
	標準システムへの対応		●	●	●	
	愛媛県デジタル総合戦略に基づく協働事業の検討	●	●			
	行政手続のオンライン化の推進	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に、東予4市1町で「東予自治体クラウド推進協議会」を設置 令和元年度に共同調達の実施の方向性を決定 					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1 - 2 - 2			
方向	2 新しい電子自治体を実現する行政システムの構築					
項目	2 文書管理のシステム化による庁内情報共有の高度化					
主体的推進課	総務課・ICT戦略課	取組実施担当課				
取組内容	文書管理システムによる簿冊管理に切り替え、書庫の整頓や適切な簿冊の保管を進める。また、紙ベースで行われている決裁を電子化するシステムの導入に取り組む。					
効果	文書管理システムの導入により、簿冊の有無や保管場所の検索が容易になる。また、電子決裁を導入することにより、持ち回りや外部施設と本庁の移動を必要とする決裁等が不要になり、業務の大幅な効率化につながる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	保管文書のデータベース化による簿冊の検索時間の短縮	○	15分 (令和2年度)	3分		
電子決裁の導入範囲	○	—	30%			
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	文書管理・電子決裁システムの稼働	●	●			
	保管簿冊及び廃棄簿冊のデータベース化	●	●	●	●	●
	システム導入の検証・課題分析				●	●
	システムのアップグレード及び他システムとの連携検討					●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に、新居浜市文書規程を改正し、電子媒体等による文書保存を可能とする規定を追加 令和2年度に、文書管理システムと電子決裁の運用に向けた条件整備を実施 					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1 - 2 - 3			
方向	2 新しい電子自治体を実現する行政システムの構築					
項目	3 AI、RPA等の活用					
主体的推進課	ICT戦略課	取組実施担当課				
取組内容	限られた人員の中で市民サービスを低下させることなく対応するために、AIやRPA等の最新のICTの活用等による事務作業の効率化を進める。					
効果	AI、RPA等を活用することにより、他の業務に充てる時間が作られ、多様化する市民ニーズに対応するための業務が行える。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	AI・RPA利活用達成率(導入/対象項目)	○	—	50%		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	AI・RPA利活用調査	●				
	AI・RPA利活用対象項目 検証・導入検討	●				
	AI・RPA導入(導入対象の有無による)		●	●	●	●
これまでの取組						

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1-3-1			
方向	3 より質の高い行政サービスの提供					
項目	1 わかりやすく利用しやすい窓口サービスへの改善					
主体的推進課	市民課・管財課	取組実施担当課	窓口担当課所室			
取組内容	カウンターや案内表示・サインの改善、執務スペースの確保等について、検討・改善を実施する。窓口サービス向上アンケートを定期的実施して、市民目線による窓口事務の改善を検討し、更なる市民サービスの向上を目指す。					
効果	窓口サービスをわかりやすく利用しやすいものへ改善することにより市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるようになり、市民満足度の高い行政サービスを提供することができる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	番号が呼ばれるまでの時間に対する満足度	○	93.0% (令和2年度)	98.0%		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	トイレ改修(自動水栓化、洋式化等)	●				
	窓口サービス向上アンケート	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に、毎週木曜日に市民課の窓口開庁時間の1時間延長を開始 平成21年度に、フロアマネージャー業務を実施 平成30年度に、「おくやみコーナー」を開設 東総合案内の設置、キッズコーナーの設置、1階男女トイレの改修、入口スロープ屋根の設置、3階以上の階段への手すりの設置など 					

【推進プラン】

改革の柱	① 行政運営改革	番号	1-3-2			
方向	3 より質の高い行政サービスの提供					
項目	2 マイナンバーカードの多目的利用の推進					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	市民課・ICT 戦略課・関係各課			
取組内容	<p>マイナンバーカードを使用した行政手続きのデジタル化を推進するため、出張一括申請受付などカードの取得環境を整え、国がほぼ全国民の取得を目指すとする令和4年度の市民交付率100%を目指す。</p> <p>また、マイナンバーカードを活用した行政手続きの電子申請等の導入を進め、利用促進に努める。</p>					
効果	<p>マイナンバーカードの交付率を高め、マイナンバーカードを活用した多種多様な行政サービスを提供することで市民の利便性の向上を図るとともに、窓口業務の効率化を図る。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	マイナンバーカード交付率	○	16% (令和2年9月)	100% (令和4年度)		
電子申請可能業務件数	○	—	15件			
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	出張一括申請受付の実施	●				
	マイナンバーカード利活用の検討	●	●	●	●	●
	電子申請の検討	●				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より申請時来庁方式の開始（無料写真撮影サービスの開始）、マイナンバー交付窓口の増設、専用発券機の1台新設 令和2年度に、総務省の実証実験であるマイナンバーカードを活用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの運用開始 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-1-1			
方向	1 歳入の確保					
項目	1 市税等収入率の向上と適正な債権管理					
主体的推進課	債権管理課	取組実施担当課	関係各課			
取組内容	<p>納期内納付の推進や滞納発生後の初動対応強化により、市税等の収入率の向上を図る。また、税以外の強制徴収公債権[※]については、財産調査、差押等の滞納整理を実施し、非強制徴収公債権及び私債権については、法的措置移行を見据え債権回収を進める。回収不能な債権については、滞納処分[※]の執行停止、徴収停止、債権放棄を行うなど適正な債権管理と効果効率的な債権回収に努める。</p> <p><small>※強制徴収公債権・・・地方税法の規定により賦課、及び差押等の滞納処分により徴収を行うことができる債権</small></p>					
効果	市民負担の公平性の確保と財政の健全化が図られる。また、適正で効率的な債権管理により、事務負担の軽減が図られる。					
目標	指標名	定量	現況値		目標値 (令和7年度)	
		定性				
	市税収入率（現年・滞納繰越分）	○	98.15% (令和元年度)		98.28%	
	市税外強制徴収公債権収入率（〃）	○	96.90% (令和元年度)		97.35%	
	非強制徴収公債権・私債権収入率（〃）	○	88.70% (令和元年度)		90.05%	
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	市税等強制徴収公債権の滞納処分	●	●	●	●	●
	債権管理計画の改訂（毎年） （収入率の実績・目標の公表）	●	●	●	●	●
	債権放棄（毎年事案の選定）	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に債権管理対策室を新設、保育料、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、下水道使用料等強制徴収公債権の移管徴収を実施 平成28年度から、強制徴収公債権の公売事案処理、非強制徴収公債権・私債権の法的措置移行を見据えた共同処理を実施 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-1-2			
方向	1 歳入の確保					
項目	2 多様な財源の創出・確保					
主体的推進課	財政課	取組実施担当課	総合政策課・地方創生推進課・関係各課			
取組内容	<p>ふるさと納税については、特色ある返礼品の開拓等により件数増加を図る。また、ガバメントクラウドファンディングの活用及び企業版ふるさと納税の実施に向けた事業の検討を行う。</p> <p>国等の補助制度を有効に活用するため、制度の全庁的な情報共有を図るとともに、新たな財源確保の検討を行う。</p> <p>公金の運用については、引き続き、利率等の経済動向を注視しながら債券の買入れを検討し、運用益の最大化に努める。</p>					
効果	財源の確保により財政の健全化が図られる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	助成制度専用掲示板の設置（ポータル）	○	—	設置		
	税外収入方策のとりまとめ	○	—	作成		
ふるさと納税制度における寄附金額	○	394,569,005円 (令和元年度)	6億5千万円			
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	助成制度掲示板作成	●				
	助成制度集（県）掲載・更新	●	●	●	●	●
	税外収入確保事例収集	●	●			
	税外収入確保方策とりまとめ			●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 封筒広告、市政だより広告、ホームページバナー広告、広告付地図パネル、公用自動車広告等の事業を実施 平成27年度に、庁舎1階にモニター広告を設置 国債を中心に基金を運用 ふるさと応援寄付金については、民間のふるさと納税サイトの活用や返礼品の大幅な見直しを実施 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-1-3			
方向	1 歳入の確保					
項目	3 受益者負担の適正化					
主体的推進課	財政課	取組実施担当課	関係各課			
取組内容	<p>応益負担の原則に基づき、使用料、手数料、負担金等の負担額の妥当性を恒常的に検証する。また、サービス提供に要したコストを見える化し、受益者がコストの50%を負担することを基本に、見直し基準を設定して5年ごとに全般的な見直しを行う。</p>					
効果	<p>市民負担の公平性の確保が図られる。また、費用を見える化し公表することにより、施設利用者の意識改革による維持管理費の軽減が期待される。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	使用料等見直しの実施	○	—	実施		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	コストの洗い出し	●				
	改定案の作成、条例改正		●			
	改定施設使用料の適用			●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、公共下水道事業区域外から公共下水道に接続した場合に徴収する分担金について、条例化を実施、分担金の算定根拠に都市計画税相当額も含めて規定 平成26年度に、公園使用料の見直し、条例改正を実施 平成29年度に、5つの基本方針を基に、7つの使用料・手数料を改定 令和元年度に、消費税増税分について条例改正を実施 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-2-1			
方向	2 健全な財政運営の推進					
項目	1 事務事業の見直し					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	財政課・関係各課			
取組内容	行政評価制度の実効性を高めるために、評価結果の活用、予算編成への反映等ができる制度及びシステムへ見直しを行う。また、行政評価等を効果的に活用しながら、真に必要な施策を採択・推進していくため、事業の必要性、妥当性、有効性、効率性等を検証し、廃止、縮小、統合するなど事務事業の見直しを行う。					
効果	事業の選択と集中により、効果効率的な財政運営が図られる。また、行政評価制度の実効性向上により、予算編成事務の効率化が図られる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	行政評価の結果と予算が連動している事業の割合	○	—	100%		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	行政評価制度運用方法の見直し	●				
	予算編成事務の抜本的見直し	●				
	行政評価制度と連動した予算編成の実施		●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に、事務事業評価を導入 平成20年度から、全事務事業の自己評価、予算要求方針、査定結果をまとめ、ホームページで公開 平成24年度に、施策評価を導入 平成30年度に、事務事業評価については事中評価を導入、また、大学教授等で組織する外部評価委員会を設置し、施策を対象とした評価を実施 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-2-2			
方向	2 健全な財政運営の推進					
項目	2 財政援助団体等への適正な支援					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	財政課・関係各課			
取組内容	財政援助団体等（第三セクター、補助金交付団体等）については、決算状況、運営状況等を適切に把握することにより、補助金や委託料等の妥当性を検証し、適正な支援を行う。					
効果	財政援助団体等の経営強化を促すことで、補助金や委託料等による市の財政的支援の適正化及び市民サービスの向上が図られる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	補助金制度の見直し	○	—	実施		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	公募・認定補助金制度の抜本的見直しの実施	●				
	新制度による支援		●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、第三セクターの（有）悠楽技を、経営状況が低調で改善が困難であるため、廃止 平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度に補助金公募制度等の見直しを実施 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2 - 2 - 3			
方向	2 健全な財政運営の推進					
項目	3 コスト削減の推進					
主体的推進課	環境保全課	取組実施担当課	管財課・関係各課所室			
取組内容	電力契約プランの見直し、LED照明の導入等により、電気料金の削減を図る。					
効果	電気料金、電気の使用状況等を見直すことで、コストの削減が図られ、健全な財政運営が推進される。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	電力契約プランの見直し検討	○	—	実施		
L E D照明推進事業による新規導入台数（5年間）		○	—	8,500台		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	電力プランの見直し	●				
	L E D照明の導入	●	●	●	●	●
これまでの取組	・平成19年度に、エコアクションプランにいはまを策定、5年ごとに更新					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-3-1			
方向	3 公有財産のマネジメントの推進					
項目	1 公有財産の有効活用					
主体的推進課	管財課・総合政策課	取組実施担当課	財産所管課			
取組内容	<p>長年入札不調の物件及び未売却物件について、課題整理及び条件整備を行い入札することにより、未利用地の売却の促進を図る。</p> <p>また、公有財産の利活用の地域ニーズの把握調査または市場の有無などを調査し（サウンディング型市場調査等）、実現可能な活用方法について検討を行う。（ネーミングライツ、広告事業、未利用地の売却・貸付等）</p>					
効果	<p>新たに公有財産の処分を行うことで、歳入の確保に繋がるとともに、保有し続けることで必要となる管理経費を削減することができる。また、公有財産それぞれの状況に応じて利活用方法を検討することで、地域ニーズに対応できるなど、市民サービスの向上が図られる。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	未利用地貸付の公募（5年間）	○	—	2件		
売却物件数（5年間）		○	5件 <small>(平成28年度 ～令和2年度)</small>	5件		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	未利用地（遊休地）の中から売却処分を実施	●	●	●	●	●
	長期（8年以上）において未売却地の貸付地への検討・公募		●		●	
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 遊休地の中から売却可能な普通財産を精査し、測量等、売却に向けての条件整備を図った後、一般競争入札による売却処分を実施 平成26年度に、庁舎駐車場の一部をコンビニエンスストア用地として有償貸付、また、遊休地を太陽光発電設備の設置場所として有償貸付 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2 - 3 - 2			
方向	3 公有財産のマネジメントの推進					
項目	2 公共施設の配置と維持管理の適正化					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	建築住宅課・施設管理各課所			
取組内容	<p>既存の施設については、計画に沿った予防保全工事を推進するものとし、その水準や規模について最適な方法を検討し、各課で作成している個別施設計画等の精度を上げて既に策定している「公共施設再編計画」との整合を図る。</p> <p>また、公共施設の更新の際も、「公共施設再編計画」の基本方針に沿った検討を行う。</p>					
効果	維持・更新コストの平準化、抑制を図ることができるとともに、計画的な施設の維持管理を行うことで安心・安全に施設を利用してもらうことができる。また、まちづくりと一体的に考えることで住民ニーズに応えることができる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	予防保全工事の実施施設数	○	15 施設 (令和2年度)	15 施設		
公共施設再編計画に基づく統廃合による床面積削減率	○	0% (令和2年度)	1.95%			
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	公共施設再編推進委員会の開催・再編計画の進捗管理	●	●	●	●	●
	予防保全工事の実施	●	●	●	●	●
	個別計画の策定	●				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」を策定 平成24年度から、保全情報システム（BIMMS）を活用して施設保全計画を作成し、予防保全工事を実施 平成26年度に、「公共施設白書」を作成 平成30年度に、「新居浜市公共施設再編計画」を策定 					

【推進プラン】

改革の柱	② 財政基盤改革	番号	2-3-3			
方向	3 公有財産のマネジメントの推進					
項目	3 民間活力の効果的な活用					
主体的推進課	総合政策課	取組実施担当課	施設管理各課所			
取組内容	<p>民間移管や指定管理者制度の導入について、継続して推進するとともに、すでに指定管理者制度を導入している施設については、運用状況について検証を行う。</p> <p>また、サウンディング型市場調査等により、公共施設の活用やマネジメント（PPP/PFIの導入・推進、公有財産の活用に繋がるもの）全般にかかる地域ニーズ及び民間事業者の参入の可能性を把握し、民間活力の活用を検討する。</p>					
効果	<p>現状で、行政財産として利用しているものも含め、公共施設、公有財産の活用方法について、新たな手法による事業化の実現が可能となる。</p> <p>民間ノウハウを活用することで、サービスの向上、管理運営経費の削減が図られる。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	サウンディング型市場調査実施件数 (5年間)	○	—	3件		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	新居浜市「PPP/PFI」優先的検討規程の策定	●				
	PFI導入案件の抽出		●			
	サウンディング型市場調査の実施（案件の有無により）		●	●	●	●
	指定管理者制度導入施設の運用状況の検証	●				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、八雲保育園、平成21年度に、沢津保育園、平成24年度に、中萩保育園の民間移管を実施 平成26年度に、くすのき園の民間移管を実施 平成25年度に、慈光園、平成27年度に、新居浜市美術館及び総合文化施設、平成31年度（令和元年度）に、市営住宅と都市公園の一部に指定管理者制度を導入 					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-1-1			
方向	1 新たな人材の確保・育成					
項目	1 人材育成のための人事評価制度の見直し					
主体的推進課	人事課	取組実施担当課				
取組内容	職員満足度が低い結果となっている人事評価制度について、評価システムの改修や制度運用の改善を図り、職員の人材育成に資するよう人事評価制度の見直しを行う。					
効果	職員一人ひとりのやる気の向上につながり、それぞれが働きがいを持って働くことができる職場環境が整い、行政サービスが向上する。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	人事評価に対する職員満足度	○	22.0% (平成30年度)	68.2%		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	人事評価システムの見直し	●				
	人事評価システムの適正な運用	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、全職員を対象に人事考課を実施 平成26年度12月期からは、人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映 令和元年度から、管理職を対象に「目標管理」型の業務評価を本格実施 					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-1-2			
方向	1 新たな人材の確保・育成					
項目	2 専門職をはじめとする優れた人材の確保					
主体的推進課	人事課	取組実施担当課				
取組内容	<p>優れた人材確保のため、受験資格の見直しや受験時期の柔軟な対応を行い、幅広い人材確保に向けた検討を行う。</p> <p>また、社会の変化に柔軟に対応できる専門スキルを有する民間人材等を積極的に採用する。</p>					
効果	<p>社会ニーズに対して、即時的な行政サービスの提供が可能となり、まちの変化に柔軟に対応できる。また、専門職を採用することで、職員の負担軽減につながり、きめの細かい行政サービスが展開できるようになる。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	採用予定者数を確保できた、募集職種の割合	○	—	100%		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	職員採用試験制度の見直し	●	●	●	●	●
	採用説明会の開催、参加	●	●	●	●	●
	採用情報の周知	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、公務員試験のための特別な準備を必要としない試験区分を設定（社会人全般に求められる基本的な資質を問う試験） 令和元年度から、土木技術について、初級、中級の区分を設定 令和2年度から、全国規模の転職サイトに求人広告を掲載 					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-1-3			
方向	1 新たな人材の確保・育成					
項目	3 職員のまちづくりに対する意識の変革					
主体的推進課	地域コミュニティ課	取組実施担当課				
取組内容	職員が、地域や団体と一緒に考え、行動する「参画型」の地域活動等の支援の必要性、重要性を認識するために、地域活動等の現場研修を実施し、まちづくりに対する意識の変革を促す。					
効果	職員が、まちの状況を把握できるようになり、課題を解決に導くプロセスを経験することによって、課題解決能力の高い職員が増えるとともに、協働の精神が根付くことによって、職員のまちづくりに対する意識に変革が起こり、人材育成に向けた好循環が起こる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	職員の地域活動等への参加率	○	69.7% (令和元年度)	80.0%		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	地域活動等への参加の促進	●	●	●	●	●
	地域コミュニティ支援員の任命	●	●	●	●	●
これまでの取組	・平成31年度に、地域コミュニティ支援員制度を創設					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3 - 2 - 1			
方向	2 市民との協働の推進					
項目	1 地域活動等への参加推進					
主体的推進課	人事課・地域コミュニティ課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	職員の休暇制度の見直しなどを検討し、業務外で地域活動等に参加しやすい体制づくりを図るとともに、地域活動等への参加率向上を図るための働きかけ等を行う。					
効果	職員が地域活動に参加しやすくなり、地域活動が活性化する。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	地域活動に参加しやすい環境（休暇制度等）が整っていると感じる職員の割合	○	—	75.0%		
職員の地域活動等への参加率	○	69.7% (令和元年度)	80.0%			
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	休暇制度について、他市等の先進事例の調査分析	●	●	●	●	●
	休暇制度見直しの検討	●	●	●	●	●
これまでの取組	・平成21年度に、ボランティア休暇制度を見直し					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-2-2			
方向	2 市民との協働の推進					
項目	2 自分事化プログラムの実施					
主体的推進課	地域コミュニティ課	取組実施担当課	関係各課			
取組内容	市役所においても地域においても、まちづくりを自分事化するために、ファシリテーターを養成し、効果的な話し合いの場を創出する。また、リーダー養成講座の開催を通じて、まちづくりのリーダー育成に努める。					
効果	まちづくりについて主体的に取り組む、軸となれる人材を育成することを通じて、協働を通じたまちづくりが可能になる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	ファシリテーター養成講座受講者数	○	—	50人		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	リーダー養成講座等の実施方針検討	●				
	リーダー養成講座等の実施		●	●	●	●
これまでの取組	・平成27年度から平成29年度に、地方創生コミュニティ・イノベーター志縁塾として、まちづくりを担う人材育成講座を開催					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-2-3			
方向	2 市民との協働の推進					
項目	3 職員提案制度（協働事業部門）の創出					
主体的推進課	人事課・地域コミュニティ課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	職員が地域活動へ参加したり、話し合いの場を創出することなどにより育まれる、職員と地域住民との関係性を踏まえた上で提起される協働に関する提案について、職員発信で庁内において提案ができるように、職員提案制度に新たな部門（協働事業部門）を創設することを検討する。					
効果	地域課題を把握した職員が新制度を活用して市民とともに協働事業を展開することにより、魅力的なまちづくりをすすめることができる。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	新たな協働事業の実施数（5年間）	○	—	1事業		
年次計画	作業項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	職員提案制度における協働事業部門位置づけの検討	●				
	検討結果に基づく提案募集		●	●	●	●
これまでの取組	・平成19年度から平成29年度まで協働事業市民提案制度に基づく事業を実施					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-2-4			
方向	2 市民との協働の推進					
項目	4 まちづくり活動への支援					
主体的推進課	地域コミュニティ課	取組実施担当課				
取組内容	地域のコミュニティ活動への支援を継続し、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組む。また、まちづくりを支援する組織の機能強化を図り、市民活動団体の交流や連携と言ったコーディネート機能の充実を進める。					
効果	まちづくりのパートナーである市民や団体等の活動のネットワークが構築され、地域の資源と個性を活かした魅力あるまちづくりが推進される。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	ボランティアマッチング数(延べ数)	○	176件 (令和元年度)	250件		
	ボランティア情報サイトへの情報掲載数	○	—	70件		
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	コミュニティ活動への支援	●	●	●	●	●
	市民活動団体のマッチング	●	●	●	●	●
	ボランティアマッチングポイント事業	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に、まちづくり協働オフィスを開設 平成20年度に、地域コミュニティ活動支援交付金制度を創設 平成26年度に、交付金制度を見直し、地域コミュニティ再生事業交付金制度を創設 平成26年度に、まちづくり協働オフィスの運営形態を、市民活動団体が連携する運営協議会方式での自主運営に変更 					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-3-1			
方向	3 情報収集・情報発信					
項目	1 情報収集・情報共有の推進					
主体的推進課	秘書広報課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	<p>情報収集機能を強化し、職員一人ひとりが必要な情報を収集・共有できる仕組みを構築する。また、様々な立場の人が意見、相談を気軽に行える機会を創出するとともに、パブリックコメントへの意見提出件数や公募する審議会等の割合、女性の審議会等への参画率などの向上を図るための取組を継続して実施する。</p>					
効果	<p>職員一人ひとりの情報収集能力が向上し、Society 5.0に対応できる組織への成長が期待できる。</p> <p>また、市民が気軽に相談できる環境が醸成され、市民に寄り添った行政運営への改革が進む。さらに、市民参画を促し、情報を共有することで、市民並びに組織内協働が進み、組織が活性化されることから、住民サービスが向上する。</p>					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	市長への手紙、メール職員掲示板への情報提供件数	○	46件 (令和元年度)	80件		
ホームページにおけるパブリックコメント閲覧件数（お知らせ+結果）	○	514件 (令和元年度)	1,000件			
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	市長への手紙、メールの職員掲示板への提供及び、閲覧職員数の分析	●	●	●	●	●
	Google アナリティクスによる閲覧者数等の分析・評価	●	●	●	●	●
	新たな職員間の情報共有方法の検討	●				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への手紙・メールによる市民の声と担当課の回答をホームページで公開するとともに、ポータル掲示板に掲載して職員に公開 ・まちづくり校区懇談会で提出された課題の進捗状況を調査し、翌年度の懇談会で報告 ・平成28年度に、市政モニター制度の手法、定員を見直し。アンケート結果は、ポータル掲示板に掲載して職員に公開 ・委員の公募、パブリックコメントの募集については、市政だより及びホームページ上で周知 					

【推進プラン】

改革の柱	③ 人材育成改革	番号	3-3-2			
方向	3 情報収集・情報発信					
項目	2 情報発信・情報共有の推進					
主体的推進課	秘書広報課	取組実施担当課	全課所室			
取組内容	職員一人ひとりの情報発信能力を強化し、従前のツールはもちろんICTを活用した最適なツールを使って、必要とされる情報をわかりやすく発信する。さらに、発信した情報を共有できる仕組みを構築する。					
効果	職員一人ひとりの情報発信能力が向上し、Society 5.0に対応できる包括的な情報処理発信が備わった組織へ成長できる。 住民に必要な情報が行き届き、地域活動や市民活動のまちづくり活動が促進されるとともに、まちづくりへの興味が醸成される。					
目標	指標名	定量	現況値	目標値 (令和7年度)		
		定性				
	市政に関する情報提供や、情報公開に対する市民満足度	○	37.9% (平成30年度)	50.0%		
ホームページアクセス件数	○	5,231,000件 (令和元年度)	5,350,000件			
年次計画	作業項目	R3	R4	R5	R6	R7
	市ホームページの評価・分析・検証	●	●	●	●	●
	SNSツールの評価・分析・検証	●	●	●	●	●
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、SNS（ツイッター、新居浜市公式フェイスブック、ユーチューブ）の運用開始 平成25年度に、スマートフォンアプリ「新居浜いんふお」を提供 令和元年度に、LINEの運用を開始 平成25年度に、図書館ホームページをリニューアル 平成26年度に、市ホームページをリニューアル 令和2年度に、市ホームページデザインリニューアル（11月～） 					

【取組結果】（様式）

年度	課名	作業項目の進捗状況、効果、指標の達成状況の検証など	指標の実績値
令和 3年度	主体的 推進課		
	取組実施 担当課		
令和 4年度	主体的 推進課		
	取組実施 担当課		
令和 5年度	主体的 推進課		
	取組実施 担当課		
令和 6年度	主体的 推進課		
	取組実施 担当課		
令和 7年度	主体的 推進課		
	取組実施 担当課		

【資料】

資料1

新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営システムを確立し、住民の理解と協力のもとに行政運営を推進するため、新居浜市行政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、新居浜市の行政改革大綱の推進について必要な事項を調査審議する。

2 懇話会は、新居浜市の行政改革の推進について必要な助言等を行う。

（組織）

第3条 懇話会は、各種市民団体代表10人及び公募による市民2人の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

2 懇話会に、会長及び副会長をおく。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

（職務）

第4条 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会議）

第6条 懇話会は、会長が招集し、これを主催する。

2 会長が必要と認めるときは、懇話会に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

（解散）

第8条 懇話会は、その目的が達成されたときに解散する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年11月22日から施行する。

2 平成7年11月22日に委嘱を受けた委員及びその委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、任期を平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料2

新居浜市行政改革推進懇話会委員名簿

令和2年6月1日付委員委嘱時(五十音順)

所属団体	職名	氏名
新居浜市女性連合協議会	会員	池田 悦子
新居浜市ボランティア連絡協議会	会計監査	大西 悦子
新居浜市連合自治会	理事	近藤 博
(社)新居浜青年会議所	副理事長	白石 尚寛
新居浜市農業協同組合	代表理事専務	曾我部 英敏
住友企業代表(住友化学(株)愛媛工場)	総務部総務チームリーダー	高田 佳幸
新居浜文化協会	常任理事 総務部長	戸田 俊之
新居浜市PTA連合会	副会長	西原 真樹
新居浜地区労働者福祉協議会	会長	真鍋 英次
新居浜商工会議所	副会頭	横川 明英

令和3年2月24日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市行政改革推進懇話会
会 長 横川 明英

新居浜市行政改革大綱2021(案)について(提言)

新居浜市行政改革推進懇話会設置要綱第2条の規定に基づき、「新居浜市行政改革大綱2021」(案)につきまして、審議した結果、次のとおり提言いたします。

(提言内容)

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、地方自治体では、税収の減少、社会保障費の増加など、今後ますます財政状況が厳しくなることが予測されています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまでの生活様式を一変させ、家庭、学校、職場などあらゆる場面で「新しい日常」への対応が求められています。このような我々を取り巻く社会環境の大きな変化に対応しながら、限られた財源の中で市民サービスを維持し、持続可能な自治体を目指すためには、行政改革への取組がこれまで以上に重要なものとなってきます。

市行政においては、現在、平成28年度に策定された、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を基本理念に掲げた「行政改革大綱2016」に基づき、取組を進めており、一定の成果を上げていると評価しています。今回策定された「行政改革大綱2021」(案)は、これまでの改革の取組のうち、継続すべきものは継続・強化するとともに、新しい技術・新しい考え方を積極的に取り入れ、限られた財源・人員の中で、多様化する市民ニーズに対応するための新たな取組を進めていくという点で、適当であると考えますので、今後、市民意見募集(パブリックコメント)の意見を反映し、最終決定を行っていただきたいと思えます。

なお、以下の項目を付帯意見としますので、行政改革を推進していく上で、適切に対応いただくよう要望します。

- 1 新型コロナウイルス感染症流行下における、変わりゆく生活様式に対応するために、テレワーク導入などのデジタル化の推進や仕事に対する取り組み方の見直しなどに積極的に取り組むこと。

- 2 推進プランごとに設定している目標を達成するために、これまで以上に進捗管理を徹底し、社会情勢の変化や財政状況等を考慮した実効性のある計画となるよう、適宜、見直しを行うこと。
- 3 子育て世代など、孤立しやすい立場の人が相談しやすい環境を整えるとともに、一人ひとりに寄り添うような情報の発信・収集に努めること。
- 4 人口減少に歯止めをかけるために、これまで以上に住みよいまちづくりを進めることを職員一人ひとりが心がけ、取組を進めていくこと。